

奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 適用

本要項は、奈良県観光コンテンツ情報発信業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県観光コンテンツ情報発信業務

(2) 目的

奈良県内の観光コンテンツを整理・発掘するとともに、旅行商品の企画・造成・販売を行う旅行会社、交通事業者並びに県内外の宿泊事業者等が活用可能な情報誌やデジタルアーカイブを制作・構築し、情報発信等を行うことで、旅行商品造成及び商談機会の創出を図る。

(3) 委託内容

- ① 観光コンテンツの収集・整理等
- ② 観光コンテンツ情報誌（冊子）の制作
- ③ 観光コンテンツ情報のデジタルアーカイブ構築及び発信
- ④ 観光コンテンツの商流促進

※詳細は別紙「奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

(5) 委託料上限額

14,943,500円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(6) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

3. 提案者の参加資格

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、次の①から④のすべての要件を満たしている者であること。また、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が次の①及び②の要件を満たすとともに、共同企業体のうち代表企業が③の要件を、代表企業を含む構成企業のいずれかが④の要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。

- ④ この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、国、地方公共団体又はそれらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体が含まれる協議会、観光協会、DMO）から受注・履行した、同種業務（※）の元請実績があること。
※同種業務：観光コンテンツ、観光イベント又は観光行事にかかる情報発信又は情報収集・整理に関する業務

(2) 共同企業体の参加にかかる留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 業務の履行形態に応じた共同企業体協定書【様式7】を4の(1)に示す担当課に提出すること。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ④ 参加表明後に代表者及び構成員を変更することはできない。
- ⑤ 参加表明については、参加申込書【様式1】を使用し、共同企業体の代表企業が提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記3の(1)に示す参加資格要件が備わっていないとき
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑤ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき
- ⑦ その他不正な行為があったとき

4. 手続き等

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県観光局地域観光課 観光地域づくり推進係

電話：0742-27-8553 FAX：0742-27-3510 電子メール：kanko@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年5月19日（火）から令和8年6月2日（火）午後5時までの間に、4の(1)に示す担当課またはインターネット上の「奈良県観光局地域観光課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 仕様書等に関する質問

① 質問方法

質問票【様式8】により、4の(1)に示す担当課あてに電子メール又はFAXにて提出すること。送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。来訪又は電話など、口頭での質問は受け付けない。

※電子メールで送付する場合は、件名に「奈良県観光コンテンツ情報発信業務委託・質問票の送付」と表記すること。

② 受付期間

令和8年6月2日（火）午後5時まで

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局地域観光課ホームページ」上にて令和8年6月4日（木）以降に掲載予定。なお、この場合において、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。質問者への個別の回答は行わない。

(4) 参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

① 提出期限

令和8年6月2日（火）午後5時（必着）

② 提出先

4の（1）に示す担当課

③ 提出方法

4の（1）に示す担当課への持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く）とする。

※郵送の場合は簡易書留郵便等、配達記録が確認できる方法によることとし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

④ 提出書類

次のア) からウ) に示す書類各1部。なお、共同企業体による参加の場合は、エ) ～カ) に示す書類も合わせて提出すること。

ア) 参加申込書【様式1】

イ) 事業者概要書【様式2】

※業務案内（リーフレット等）を添付すること。

※共同企業体による参加の場合は、構成する全ての団体について提出すること。

ウ) 同種業務受注実績【様式3】

※過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に受注し、履行した同種業務の実績を記載すること。また、契約書の写し等を添付すること。

なお、共同企業体による参加の場合は、該当する構成企業について記載の上、代表企業が提出すること。

※同種業務：観光コンテンツ、観光イベント又は観光行事にかかる情報発信又は情報収集・整理に関する業務

エ) 共同企業体委任状【様式5】

オ) 共同企業体一覧【様式6】

カ) 共同企業体協定書【様式7】

⑤ その他

参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに4の（1）の担当課へ連絡のうえ、令和8年6月9日（火）午後5時までに、参加辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和8年6月9日（火）午後5時（必着）

② 提出先

4の(1)に示す担当課

③ 提出方法

4の(1)に示す担当課への持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時から17時まで（正午から13時までの間は除く）とする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達記録が確認できる方法によることとし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。期限までに提出がなかったときは失格とする。

④ 提出書類

次のア)からウ)に示す書類を、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

副本には、提案者を特定しうるような情報（社名や、一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名、従事者の氏名及び写真等）の記載や用紙の使用は行わないこと。

ア) 企画提案提出書【様式4】

イ) 企画提案書（任意様式）

※⑤に示す留意事項を十分に確認の上、作成すること。

※A4片面（必要に応じA3折り込みも可）とし、表紙を除き20枚以内とすること。

※閲覧性に配慮し、ページ番号を付すこと。

ウ) 見積書（任意様式）

※宛先は「奈良県知事」とすること。また、見積もりに当たっては、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式（各項目の単価が判断できる内容）とすること。

※委託上限額を超えないこと。

⑤ 企画提案書等作成に当たっての留意事項

企画提案書には、「仕様書」及び6の(1)に示す審査基準を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

■業務実施方針・業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務全体のコンセプト、業務実施方針及び業務スケジュールを提示すること。

■業務実施体制

業務を実施するに当たり、どのような人材を起用するかわかるよう、業務実施体制を提示すること。（業務総括責任者、担当者及びその役割、指揮系統、関係者間の情報共有手法等）

■観光コンテンツの収集・整理業務の内容

- ・観光コンテンツの情報更新、発掘及び整理について、効果的な手法や手順を具体的に提案すること。
- ・高付加価値化、商品性向上が期待される観光コンテンツのブラッシュアップや、訴求力及び商品性を踏まえた観光コンテンツの選定に当たっての基本的な考え方及び手法について提示すること。

■観光コンテンツ情報誌（冊子）制作業務の内容

- ・旅行会社、交通事業者並びに宿泊事業者等が、旅行商品の造成・販売・顧客への提案を行う際に活用することを想定した、適切な発行部数及び配布先を提案すること。
- ・巻頭の特集記事について、旅行商品の企画・造成・販売を行う旅行会社、交通事業者並びに宿泊事業者等の関心を引き出すようなテーマを提案すること。
- ・特集記事や情報誌に記載すべきタリフ情報の内容を踏まえた、観光コンテンツの魅力が伝

わるデザイン及びレイアウトについて提案すること。

■観光コンテンツ情報のデジタルアーカイブ構築及び発信業務の内容

- ・観光コンテンツ及び制作した情報誌の内容を公開・情報発信する Web ページの構築について、旅行会社や交通事業者等の閲覧者が、その目的に応じて必要な情報に容易にアクセスできるような、分類整理、検索性及び閲覧性に配慮した構成設計について提案すること。
- ・本業務において制作する情報誌のデジタルブック及びタリフ情報の掲載イメージ案を提示すること。

■観光コンテンツの商流促進業務の内容

- ・観光コンテンツを取り扱う県内事業者等と県内宿泊事業者とのマッチングイベントについて、実施運営体制及び想定される参加者間の効果的なマッチングの方法について提案すること。
- ・県内宿泊事業者の従業員向け観光コンテンツ体験会について、観光コンテンツの商流形成につながるための効果的な手法を具体的に提案すること。
- ・マッチングイベント及び観光コンテンツ体験会実施後のフォローアップの進め方について、宿泊事業者等による観光コンテンツの活用促進及び商流形成につながる観点を踏まえ、具体的に提案すること。

5 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 提出された企画提案書等について、県が別途設置する「奈良県観光コンテンツ情報発信業務受託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）」において次に示す審査基準に基づきプレゼンテーション審査を行い、選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約候補者として選定する。

なお、提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。

【審査基準】

ア) 業務遂行能力

- ・本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。(評価全体の5%)
- ・業務実施手順及び業務スケジュールは適切か。(評価全体の5%)
- ・業務内容を実現可能とするための実施体制が具体的に示されているか。(評価全体の5%)

イ) 企画提案内容

◇観光コンテンツの収集・整理等(評価全体の25%)

- ・観光コンテンツの魅力や特性を踏まえ、情報の更新・発掘・整理を効果的に進めるための手法が具体的に示されているか。
- ・観光コンテンツの高付加価値化や商品性向上に向けたブラッシュアップの考え方が明確であり、訴求力及び商品性を踏まえた選定手法が具体的に示されているか。

◇観光コンテンツ情報誌の制作及びデジタルアーカイブの構築(評価全体の30%)

- ・冊子及び Web ページを通じた情報発信の内容が、旅行商品の企画・作成・販売促進につながる効果的な内容となっているか。
- ・特集記事のテーマ設定及び訴求の視点が、旅行会社、交通事業者及び宿泊事業者等の関心を引き出す効果的なものとなっているか。

◇観光コンテンツの商流促進(評価全体の20%)

- ・マッチングイベント及び観光コンテンツ体験会の企画及び実施内容、並びに宿泊事業者へ

のフォローアップの手法が、県内事業者間における観光コンテンツの活用促進、販売、商品
造成等の商流形成につながる効果的な提案となっているか。

ウ) 経費見積 (評価全体の10%)

経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額とな
っているか。

② 提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行う。なお、応
募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の
提出は認めない。

なお、天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査当日の指定日時までに会場
に到着できなかった場合には、失格とする。

③ プレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する場合は、令和8年6月15日(月)頃に行う
予定。実施方法や時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者(共同企業体の場合は代表企業)に対して書面で通
知する。

6 契約の締結について

(1) 上記5により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当
な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。

(2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となる。ただし、奈
良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。

(3) 契約に当たって、その他の事項については、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程
に従うものとする。

(4) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、契約候補者との協
議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査
において次点となった提案者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった提案者の企
画提案書の審査における総得点が、満点の6割以上であった場合に限る。

(5) 本契約は電子契約を可能とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス
確認書」を4の(4)に定める参加申込書の提出とあわせて原則電子メール(やむを得ない場
合持参・郵送可)で提出すること。

7 契約の不締結

本委託契約の契約候補者の選定後、契約の締結までに、契約候補者について次のいずれかに該当す
ると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他
の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並び
に支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規
定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質
的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をも
って、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しく
は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が契約候補者に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約候補者がこれに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 契約の解除

契約締結後であっても、本委託契約の相手方が7の（1）から（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し受託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、当該契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

9 その他

- (1) 本業務の成果等は県に属する。
- (2) 参加申込等、企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。
- (4) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- (5) 企画提案書等は、審査作業に必要な範囲内で複製を行う場合がある。
- (6) 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (7) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (9) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びにその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和8年5月19日（火）	公告
令和8年6月2日（火）	質問受付〆切
令和8年6月2日（火）	参加申込書提出期限
令和8年6月9日（火）	企画提案書提出期限
令和8年6月15日（月）※予定	選定審査会の開催（予定）